

市立札幌病院再整備基本構想及び 次期中期経営計画策定支援業務

仕様書

1 業務目的

現在、市立札幌病院は建築から 28 年が経過しており、配管設備等の老朽化に加え、新型コロナウイルス感染症対応を経験し、施設の狭あい化や個室不足等、施設設備面での課題が顕在化しているほか、今後の少子高齢化等の中長期的な医療環境の変化を見据えた機能強化・再整備が必要となっている。

また、市立札幌病院では、医療の質のさらなる向上と将来に向けた経営の改善を両立させ、市民のための高度急性期病院の役割である「最後のとりで」として地域の医療機関を支えるという使命を果たすため、市立札幌病院中期経営計画（計画期間：2019 年～2024 年）を策定し、当該計画に基づいた取組を進めているところである。

本業務は、今後の施設整備及び機能強化の方向性を整理し、市立札幌病院の再整備基本構想の策定に向けた支援を行うとともに、経営改善の取組みをさらに推進するための次期中期経営計画の策定に向けた支援を併せて行うものである。

2 業務期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 業務内容

(1) 基礎的調査分析（外部・内部）

ア 外部環境調査分析

委託者が提供する外部環境分析データ（以下「提供外部環境データ」という。）を検証し、必要な事項があれば適宜調査及びデータを追加したうえで分析を行い、後述する再整備基本構想素案の作成及び次期中期経営計画素案の作成の基礎資料とすること。また、原則として令和 6 年 6 月までに入手可能と考えられる、令和 2 年国勢調査に基づいた「日本の地域別将来人口推計」及び「DPC 導入の影響評価に係る調査『退院患者調査』」等の主要な公開データを使用して、関連する分析データを時点更新することとし、具体的なデータの種類及び更新する時期については、委託者と協議を行うこと。

なお、調査分析にあたり一般に公開されていないデータ（委託者が所有する診療データ等）を必要とする場合は、委託者と協議を行うこととし、データ等を追加する場合は以下の項目との整合性を確認すること。

(ア) 北海道医療計画及びその関連データ

(イ) 「さっぽろ医療計画 2024（令和 5 年度中に策定される見込み）」及びその関連データ

(ウ) 医療に関する国・北海道等の政策動向（地域医療構想・診療報酬改定等）

イ 内部環境調査分析

委託者が提供する内部環境分析データ（以下「提供内部環境データ」という。）を検証し、必要な事項があれば適宜調査及びデータを追加したうえで分析を行い、後述する再整備基本構想素案の作成及び次期中期経営計画素案の作成の基礎資料と

すること。また、原則として令和6年6月までに入手可能なデータは、時点更新することとし、具体的なデータの種類については、委託者と協議を行うこと。

なお、調査分析にあたり一般に公開されていないデータ（委託者が所有する診療データ等）を必要とする場合は、委託者と協議を行うこと。

ウ 分析・統計データの更新

「3(1)ア 外部環境調査分析」、「3(1)イ 内部環境調査分析」のデータについて、令和6年5月を目途に委託者が提供する「市立札幌病院の令和5年度分（4月～3月）の診療実績データ」や令和5年度決算に係るデータ等については、受託者が作成する分析・統計データに反映すること。

(2) 再整備基本構想素案の作成

ア 施設・設備に関する課題の整理

感染症対応や災害対応のほか、安定的に医療を提供し続けるとともに、将来の医療環境の変化に対応するための施設・設備面での課題を整理すること。

イ 機能強化の検討及び提案

提供外部環境データ及び提供内部環境データ等を活用し、診療収益の増加及び将来の医療環境の変化に対応するための機能強化の内容について、他公立病院等の事例も踏まえながら、具体的な取組案を検討・提案すること。

ウ 病院の再整備手法の検討及び提案

上記「3(2)ア 施設・設備に関する課題の整理」及び「3(2)イ 機能強化の検討及び提案」で整理した課題の解決・機能強化を達成するための整備手法として、「現地建替」・「一部改築」・「全面改修」・「移転新築」の概ね4案のメリット・デメリットを多角的に比較・検討したうえで、最適な整備手法を提案すること。

エ 再整備後の病院（以下「新病院」という。）の概要整理

新病院に係る以下の内容を整理すること。

- (ア) 基本方針（コンセプト）、役割
- (イ) 新病院開院までのスケジュール
- (ウ) 概算事業費（整備手法ごと）
- (エ) 機能強化の内容
- (オ) 病床数、施設規模、立地

オ 業務発注手法の整理

再整備事業の円滑な実施、民間の創意工夫の活用及びコスト管理等の観点を含めて、最適な発注手法（コンストラクションマネジメントの活用やE C I方式、D B方式、P F I等の採用の可否に係る検討を含む）を整理・提案すること。

(3) 次期中期経営計画素案の作成

ア 経営課題の整理

現行の中期経営計画（計画期間：2019年～2024年）における目標の達成状況や提供外部環境データ、提供内部環境データ等から市立札幌病院が抱える経営課題を整理すること。

イ 経営課題への対応策の検討及び提案

上記「3(3)ア 経営課題の整理」で整理を行った課題について、解決に向けた具体的な対応策を検討・提案すること。

ウ 基本目標と取組指標の検討及び提案

上記「3(3)ア 経営課題の整理」及び「3(3)イ 経営課題への対応策の検討及び提案」を踏まえ、市立札幌病院が地域における使命・役割を果たすための基本目標及び取組指標を検討・提案すること。なお、現行の中期経営計画で定めた使命・役割の見直しの必要性については、委託者と協議を行うこと。

取組指標の設定にあたっては、少なくとも以下の項目を含むこととし、当該項目に関する調査分析の手法や、その他設定する必要があると考えられる指標等については、企画提案によって受け付けるものとする。

- (ア) 救急車等搬送件数
- (イ) 手術実施件数
- (ウ) 病床利用率
- (エ) 紹介患者数

また、次期中期経営計画は、令和4年(2022年)3月に総務省が策定した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえた「公立病院経営強化プラン」として位置付けることに留意すること。

(4) 収支シミュレーションの作成

委託者が提供する収支シミュレーションツール(エクセルファイル)を使用し、上記「3(2) 再整備基本構想素案の作成」及び「3(3) 次期中期経営計画素案の作成」の内容を踏まえ、再整備完了後30年間を含む収支シミュレーションを作成すること。

なお、収支シミュレーションの作成にあたり、委託者が提供する収支シミュレーションツールに項目・データ等の追加が必要な場合は委託者と協議を行うこと。

(5) 幹部・診療科ヒアリング

上記「3(2) 再整備基本構想素案の作成」及び「3(3) 次期中期経営計画素案の作成」の策定にあたり、市立札幌病院長・副院長等の幹部のほか、各部門(診療科部長やコメディカル)に対し、ヒアリングを実施し、意見を集約・反映すること。

(6) 有識者会議の運営支援

上記「3(2) 再整備基本構想素案の作成」及び「3(3) 次期中期経営計画素案の作成」に向けて、外部有識者等を委員とする会議(「(仮称)市立札幌病院の在り方検討委員会」以下「有識者会議」という。)の運営支援を行う。

なお、有識者会議にて議題とする内容及び委員会の開催時期は企画提案によって受け付けるものとするが、上記「3(2) 再整備基本構想素案の作成」及び「3(3) 次期中期経営計画素案の作成」における論点を踏まえたものとする。

現時点で想定している有識者会議の概要は以下のとおり。

ア 開催回数

2024年1月から10月までの間に6回程度を想定。

最終の開催回は遅くとも2024年10月中旬とし、議題は有識者会議での報告書のとりまとめに関するものであること。

イ 委員構成

15名程度を想定。委員は委託者が別途選定する。

ウ 支援内容

付議資料の作成支援、会議への質疑応答支援、委員からの意見の集約・対応案の検討支援及び報告書の作成支援等。

※開催回数・委員構成は現時点での想定であり、今後変更の可能性がある。

4 成果物

(1) 再整備基本構想素案

上記「3(2) 再整備基本構想素案の作成」の内容をとりまとめたうえで、以下のとおり提出すること。

ア 再整備基本構想素案

(ア) 構成

A4縦、カラー両面印刷（60ページ程度を想定）

(イ) 部数

15部

(ウ) 提出期限

有識者会議での報告書とりまとめ後に別途開催する「札幌市営企業調査審議会 病院部会」での審議後、2週間以内に「7 委託者担当部局」へ提出すること。

(エ) その他

再整備基本構想素案の概要版（A3横、カラー両面印刷3枚程度）をあわせて作成し、「7 委託者担当部局」へ提出すること。

また、素案、概要版のほか分析等に使用した電子データについて、電子媒体（CD-R等）に保存のうえ、あわせて提出すること。

イ 次期中期経営計画素案

上記「3(3) 次期中期経営計画素案の作成」の内容をとりまとめたうえで、以下のとおり提出すること。

構成はA4カラー両面印刷（100ページ程度を想定）

部数や提出期限、その他事項は上記「4(1)ア 再整備基本構想素案」と同様。

5 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

6 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること並びに資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに資料及びデータの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 個人情報の保護

事業の実施にあたっては、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理及び安全保護を図るため必要な措置を講じるとともに、個人情報保護に関する委託者の施策に協力すること。また、受託者は別紙1「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、別紙2「個人情報取扱安全管理基準」に適合していることを別紙3「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」により提出するとともに、委託者から個人情報の管理状況について実地検査を求められたときは速やかに応じること。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(5) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、委託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成する

こと。

(6) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(7) 資料作成

「3(5) 幹部・診療科ヒアリング」や「3(6) 有識者会議の運営支援」等の業務の実施にあたり作成する資料は、要点が簡潔にまとめられ、視覚的にもわかりやすい資料とすること。

7 委託者担当部局

〒060-8604 札幌市中央区北 11 条西 13 丁目

札幌市病院局経営管理部計画担当課（担当：長谷部）

電話：011-726-2211 FAX：011-726-7912

メール：ho.keikaku@city.sapporo.jp